平成２４年（フ）第１８９５号
埼玉県川口市大字神戸672番地の１　道合神戸住宅Ｃ1001号
債務者　高城　美穂
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
埼玉県蕨市南町４丁目39番20号　コスモプレイス蕨208号、旧住所埼玉県蕨市塚越２丁目３番６号　ひかり荘203号
債務者　小峰　　勉
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１９号
さいたま市岩槻区南平野４丁目９番地13　ナチュレガーデンＢ101号室
債務者　宮下　佑美
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４５号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀985番地15
債務者　煤田　寛文
１　決定年月日時　平成25年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
埼玉県所沢市大字上山口1833番地の31
債務者　大瀬　安昭
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３７号
埼玉県坂戸市大字厚川63番地１　ブランシュ一本松203号室
債務者　堅木　保宏
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月２日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２２号
愛知県岡崎市末広町10番地32、前住所愛知県岡崎市城北町９番地６　ピアシティ東和城北70―Ｂ
債務者　山下　祥克
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年３月18日午後１時55分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７号
釧路市益浦４丁目12番12号
債務者　徳田さやか
１　決定年月日時　平成25年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
５　免責審尋期日　平成25年４月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

破産終結

平成１４年（フ）第８１号
最後の住所鹿児島県出水郡長島町蔵之元173番地
破産者　被相続人亡長嵜功相続財産
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産を終結する。
３　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
鹿児島地方裁判所川内支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１３２４号
さいたま市中央区本町西３丁目１番28号
破産者　株式会社日本優良住宅生産研究所
１　決定年月日　平成25年２月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
静岡県熱海市下多賀338番地の１
破産者　有限会社丸源商事
１　決定年月日　平成25年２月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第７０６２号
大阪市中央区北新町４番５号、前住所鹿児島県曽於市末吉町二之方字大人5894番地
破産者　大東電子キャビネット工業株式会社
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３２５号
大阪市西淀川区大野３丁目７番121号、商業登記簿上の本店所在地兵庫県尼崎市元浜町５丁目45番地
破産者　株式会社マツヤサービス
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３４３号
大阪市北区西天満３丁目２番４号大三ビル内
破産者　インテックベン株式会社
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９１３号
大阪府吹田市山田西１丁目31番Ａ―604号
破産者　ワークス株式会社
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１７１号
大阪府門真市宮前町３番６号
破産者　株式会社ダイドー
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５６号
熊本県人吉市鶴田町31番地の６
破産者　株式会社哲工業
１　決定年月日　平成25年２月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４９７号
東京都立川市富士見町６丁目21番201号
破産者　吉田　幸男
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部